

事 業 主 各位

出版健康保険組合
理事長 高井昌史
(公印省略)

被扶養者認定要件の改正について

時下 ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、当組合の事業運営に格別なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）および健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第36号）が令和2年4月1日から施行されることに伴い、下記のとおり被扶養者認定要件が改正されますのでお知らせいたします。

また、この改正に伴い、現況確認が必要な被扶養者の方がいる場合は別途ご案内いたしますので、ご多用中とは存じますが、確認手続きについてご協力をお願い申し上げます。

記

1. 改正の内容

(1) 被扶養者の認定要件に「日本国内に住所を有すること」が追加されたこと。また、この例外として、日本国内に住所を有しない者については、「日本国内に生活の基礎があると認められる者」として、次の①から⑤に該当することが要件とされたこと。

- ① 外国において留学をする学生
- ② 外国に赴任する被保険者に同行する者
- ③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者
- ④ 被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者であって、②と同等と認められる者
- ⑤ ①～④のほか、渡航目的その他の事情により国内に生活の基礎があると認められる者

(2) 被扶養者から除外される「健康保険法の適用から除外すべき特別の理由がある者」として、次の⑥または⑦に該当する者が加えられたこと。

- ⑥ 日本国籍を有しない者であって、病院若しくは診療所に入院し、医療を受ける活動又は当該医療を受ける活動を行う者の日常生活上の世話をする活動を行う者
- ⑦ 日本国籍を有しない者であって、1年を超えない期間滞在し、観光、保養、その他これらに類似する活動を行う者

- (3) 改正法令の施行に伴い被扶養者でなくなる者が、施行日時点において日本国内の保険医療機関に入院中の場合は、経過措置として入院が終了する時点まで引き続き被扶養者とする。

2. 改正により必要となる添付書類

(1) 「日本国内に住所を有するか」

- ・住民票（原本。ただし、被扶養者（異動）届に個人番号の記載があれば省略可）

(2) 「日本国内に生活の基礎があるか」

① 外国において留学をする学生

- ・査証（ビザ・写）、在学証明書（原本）、入学証明書（写）など

② 外国に赴任する被保険者に同行する者

- ・査証（ビザ・写）、海外赴任辞令（写）、居住証明書（原本）など

③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者

- ・査証（ビザ・写）、ボランティア派遣機関の証明書（原本）、ボランティア活動同意書（写）など

④ 被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者であって、

②と同等と認められる者

- ・婚姻や出生を証明する書類（原本）など

⑤ ①～④のほか、渡航目的その他の事情により国内に生活の基礎があると認められる者

- ・個別審査

(3) 健康保険法の適用から除外される「特別な理由がある者か」

- ・旅券（写）、在留カード（写）など

(4) 経過措置に該当するか

- ・入院申込書（写）、入院診療計画書（写）など

※外国語で発行された書類を添付するときは、翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文も併せて添付してください。

3. 「被扶養者（異動）届」の様式変更について

改正法令の施行に伴い、「被扶養者（異動）届」の様式を変更し、上記1.（1）の①から⑤に該当する被扶養者の届出に対応いたします。

4. 施行に伴う被扶養者の検認について

現況確認が必要な被扶養者がいる場合は、別途ご案内いたします。

<お問い合わせ先>

業務部適用課 電話：03-3292-5005（ダイヤルイン）

大阪支部業務課 電話：06-6944-4300